

国見町告示第 30 号

令和 7 年度国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

令和 7 年度国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、原油価格及び物価高騰に直面する医療施設等を支援するため、町内の医療施設等の設置主体に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和 63 年国見町規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象施設等)

第 2 条 この支援金の交付対象となる施設は、所在地が町内にある別表に掲げる施設等とする。この場合において、同一施設において複数の施設等に該当する場合は、いずれか一方の施設のみを交付対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、交付の対象外とする。

- (1) 市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設
- (2) 国見町燃料費等高騰対策企業支援金の交付を受けている施設
- (3) 国見町暴力団排除条例（平成 24 年国見町条例第 1 号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものが開設、運営又は出資する施設
- (4) その他、本支援金の目的に照らして適当でないと町長が認めた施設

(算定方法等)

第 3 条 支援金は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間における施設運営に対して交付するものとし、算出方法及び交付に係る要件等は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、1 施設につき 1 回限りとする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする施設等の運営主体等（以下「申請者」という。）は、国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、振込口座情報が確認できる通帳の写しを添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、当該申請者に対し、国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 第2条の要件に違反したとき

(2) 支援金の交付後に、交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき

(3) その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなったとき

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は公布の日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表（第2条及び第3条関係）

交付対象施設等（※1）	支援金額
診療所（無床） 歯科診療所 <input type="checkbox"/> 保険医療機関に限る <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の医務室を除く	定額 200,000 円
薬局 <input type="checkbox"/> 保険薬局に限る	定額 100,000 円
施術所 <input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設しているものに限る	定額 50,000 円

<input type="checkbox"/> 受領委任取扱い施術所又は保険医療（療養費）の対象となる施術を行っている施設に限る <input type="checkbox"/> 同一施設ではき法（※2）と柔整法（※3）の開設をしている場合は、いずれか一方 <input type="checkbox"/> 出張専門を除く	
--	--

※1 令和7年4月1日現在及び申請日において、施設を運営していること。

※2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）

※3 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）

国見町長 様

【申請者】

所在地	
事業者名	
代表者 職・氏名	
担当者 職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

記

- 1 区分 ※該当箇所に☑  
 1 診療所（無床）・歯科診療所       2 薬局       3 施術所

- 2 交付申請（請求）額  
 円

- 3 添付書類  
 (1)振込口座情報がわかる書類（通帳の表紙と見開き）の写し

4 振込口座

金融機関名	銀行・信金 金庫・農協			金融機関 コード					
	本・支店名 本店・支店・支所			店舗コード					
口座	種別	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	名義								

（裏面 5 支給要件）

5 支給要件 ※該当箇所には☑

※すべて項目に☑がない場合は、支給を受けることができません。

申請する施設等は、次のすべての要件を満たしています。

- 市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設等ではない。
- 令和7年4月1日から現在まで継続して施設運営しており、休止又は廃止の予定がない。
- 令和7年4月1日以前から、次のいずれかに該当している。
  - ・診療所・歯科診療所（社会福祉施設の医務室を除く）においては、医療法に基づき開設し、保険医療機関の指定を受けていること
  - ・薬局においては、保険薬局であること
  - ・施術所においては、受領委任の取扱いの指定を受けている、又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていること。
- 国見町燃料費等高騰対策企業支援金の交付を受けていない。
- 国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設等ではない。
- 出張専業ではない。
- 支援金の支給決定後に支給要件に該当しない事実又は不正等が判明した場合は、速やかに支援金を返還する。

令和 年 月 日

様

国見町長

**国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定等通知書**

令和 年 月 日付けで申請のありました、国見町医療施設等物価高騰対策支援金について、次のとおり決定したので、国見町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付する

交付決定額	
-------	--

2 交付しない

交付しない理由	
---------	--